

習志野市介護サービス事業経営戦略

団 体 名 : 習志野市

事 業 名 : 介護サービス事業

策 定 日 : 令和 7 年 1 月

計 画 期 間 : 令和 6 年度 ~ 令和 10 年度

1. 事業概要

(1) 事業形態等

①事業の現況

法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非 適	事 業 開 始 年 月 日	平成18年4月1日
事 業 の 内 容	老人短期入所施設	指定管理者制度導入 状 況	利用料金制
職 員 数	21 人		
うち 常勤医師数	0 人	理学療法士又は作業療法士	0 人
看護職員数	3 人	事務職員	3 人
介護職員数	12 人	その他職員	3 人
介護支援専門員数	0 人		

②施設

施 設 数	1	定 員	4 人
延 床 面 積	40 m ²	居 室 床 面 積	20 m ²
サ ー ビ ス 日 数	366 日	年 延 利 用 者 数	1,125 人

(2) 現在の経営状況

本市には、公設民営による習志野市立養護老人ホーム白鷺園に、併設施設として短期入所生活介護が設置されており、平成18年4月から指定管理者制度を導入し現在まで運営しています。指定管理料については、施設の主に修繕に要する維持管理費を運営法人に支出しており、施設の運営に掛かる経費については、介護報酬により賄っています。

令和5年度の短期入所生活介護の利用状況については、年間延べ1,125人、1日あたり3.0人でした。当該事業は介護報酬以外の収益はないため、一定の利用者の確保が継続的に必要となることから、サービス内容を周知するための広報活動は重要であります。費用面における運営に掛かる人件費や光熱水費、賃借料、委託料、給食材料費等の固定費が約9割を占めています。民間の事業所も多数ある中、現在の社会経済情勢における物価や人件費の高騰を踏まえ、今後も持続可能な介護サービスの提供を安定的に行うための施設運営が必要です。

(3) これまでの主な経営健全化の取組

白鷺園の短期入所生活介護は、平成元年6月に開設したのち平成18年4月より指定管理者制度を導入しました。

多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることとした施設運営を行っています。

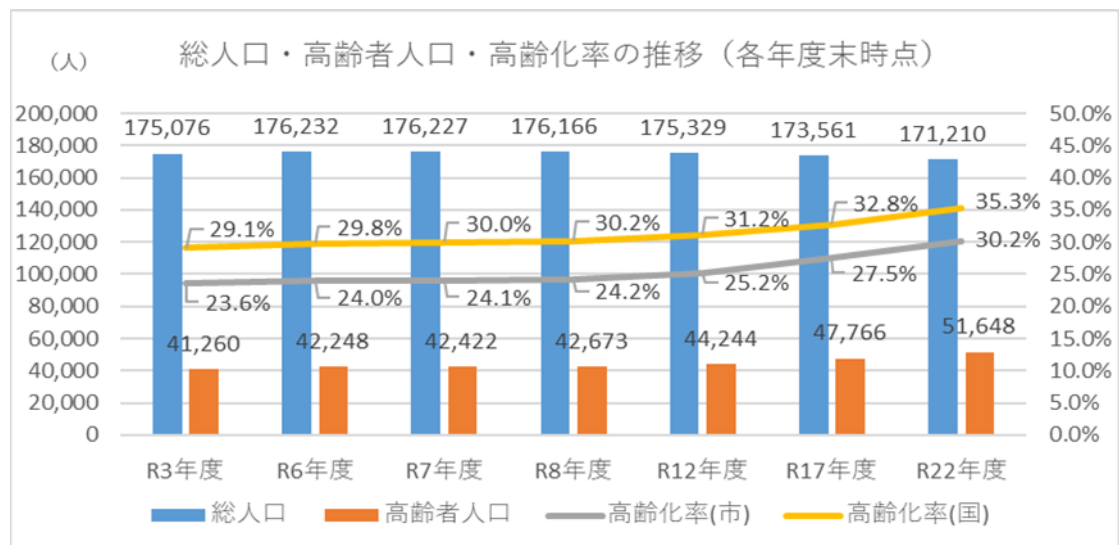
2. 将来の事業環境等

(1) 介護保険サービス事業における主な取組

利用者が可能な限りその自宅において自立した日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担軽減を目的に、要介護状態にある方が短期間入所して、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練などを行っています。

(2) 高齢者人口等の予測

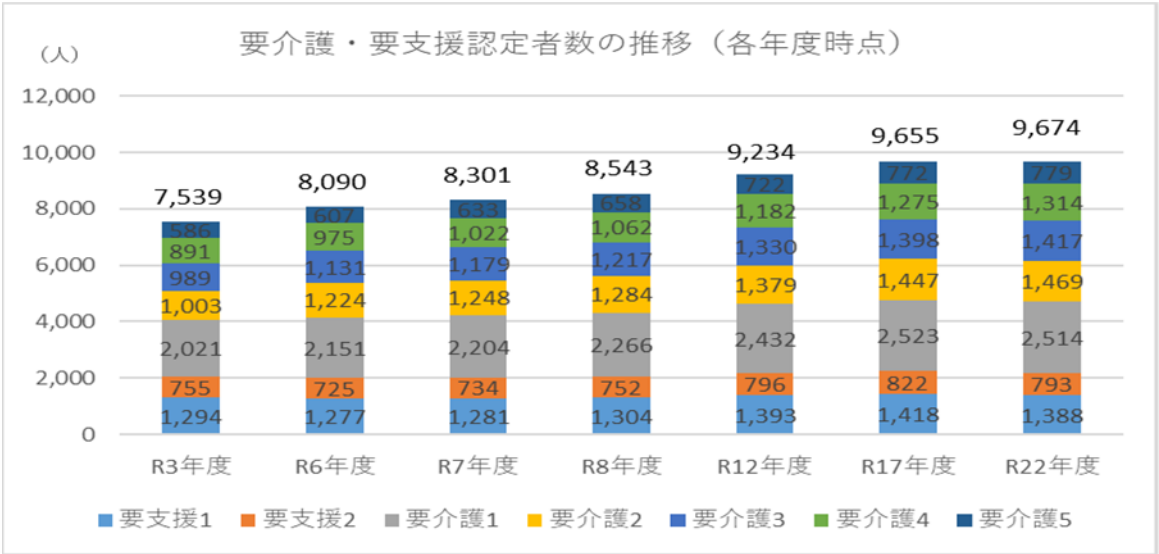
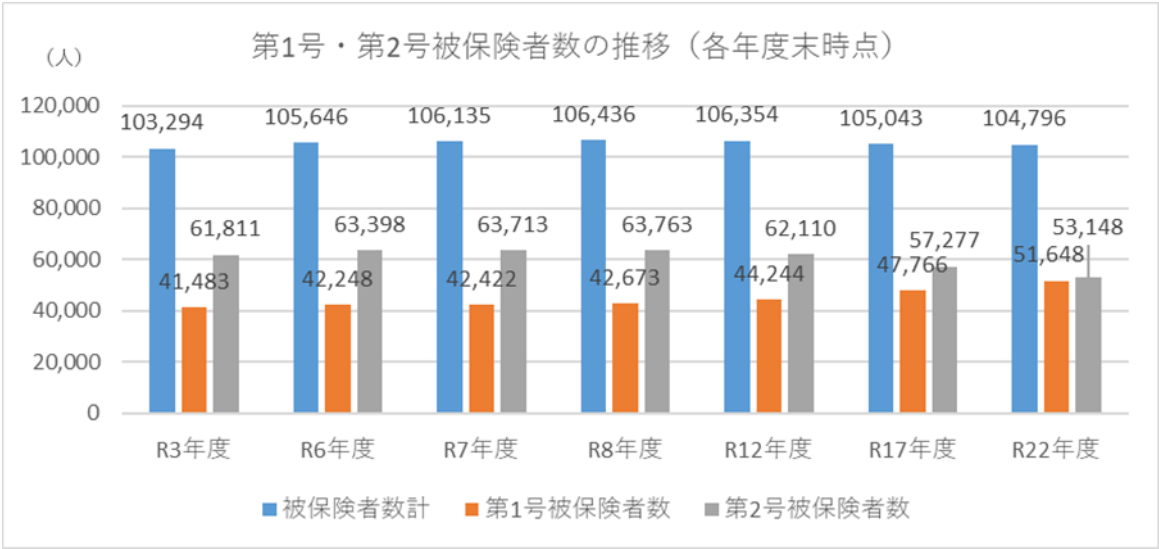
本市の人口は、団塊の世代(昭和22年～24年生まれの人)が全て75歳以上となる令和7(2025)年度には176,227人となり、その後は減少傾向に転じるものとして推計しています。一方、高齢者人口(65歳以上)は増加を続け、令和3(2021)年度には、41,260人、高齢化率は23.6%であったものが、令和7(2025)年度には42,422人、24.1%となり、令和22(2040)年度には51,648人、30.2%に増加するものと見込んでいます。高齢化は、国全体の動きと比べると緩やかではあるものの、着実に進行している状況です。



(3) 介護需要の予測

介護保険の第1号被保険者(65歳以上)は、増加傾向が続くと見込んでいます。第2号被保険者(40歳以上65歳未満)は、令和8(2026)年度まで増加傾向にありますが、その後は減少傾向に転じていくと見込んでいます。

要介護・要支援認定者(第1号被保険者)は、年々増加していく傾向にあり、令和22年度(2040)年度には9,674人になると見込んでいます。認定者の増加は、高齢者人口の増加に伴うものであり、今後も進んでいくと予測しています。このことを踏まえた各種の介護サービスの提供体制を検討する必要があります。



(4) 施設の見通し

白鷺園の短期入所生活介護は、平成元年6月に開設しました。50年経過後の令和22(2040)年度に長寿命化改修に着手、70年経過後の令和42(2060)年度に建替に着手する予定です。

短期入所生活介護は、白鷺園を含めて9事業所となり、8事業所は民間となります。短期入所生活介護は、特別養護老人ホーム等に併設して整備されることが多い状況です。また、短期入所の機能がある小規模多機能型居宅介護(3事業所)、看護小規模多機能型居宅介護(1事業所)も民間により整備されています。今後における更なる整備の必要性を検討します。

短期間の入所や宿泊ができる施設

施設	施設数	定員(人)	宿泊定員(人)
特別養護老人ホームに併設される短期入所生活介護	7	130	—
養護老人ホームに併設される短期入所生活介護	1	4	—
短期入所生活介護	1	20	—
小規模多機能型居宅介護	3	—	23
看護小規模多機能型居宅介護	1	—	9
合 計	13	154	32

(5) 組織の見通し

白鷺園の短期入所生活介護は、平成18年4月より指定管理者制度を導入しました。指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としています。

今後においても指定管理者制度を活用して、施設の設置目的を果たすべく効果的、効率的な運営を行い、安定した介護サービスを提供し地域福祉に貢献できる団体に委託をしていく予定です。

3. 経営の基本方針

本市の高齢者人口は、令和6年4月1日時点で41,506人、高齢化率は23.7%であり超高齢社会にあてはまります。今後も高齢化が着実に進行することが見込まれる中、公の施設として地域住民にとって安心で安全なサービス提供を担う施設として運営する必要があります。今後も利用の促進に向けた積極的な広報活動や、より良い介護サービスを提供できるように職員一人ひとりの介護力の向上に努めるなど、在宅介護を支える施設として多様なサービスに柔軟に対応していきます。

現在の社会経済情勢における物価高騰や人件費の高騰なども踏まえ、今後も持続可能な介護サービスの提供を安定的に行うための施設運営が必要なことから、今後も指定管理者と連携を図りながら短期入所生活介護の運営に努めていきます。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画策定に当たっての数値目標

—

② 収支計画のうち投資についての説明

—

③ 収支計画のうち財源についての説明

—

④ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

白鷺園の短期入所生活介護は、平成元年6月に開設して35年以上経過しました。社会経済情勢の変化に対応した公共サービスを継続的に提供するため、50年経過後の令和22(2040)年度に長寿命化改修に着手、70年経過後の令和42(2060)年度に建替に着手する計画です。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資についての検討状況等

地域包括ケアシステムの構築に関する事項	高齢者が要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、「医療」「介護」「介護予防」「住まい(生活の場)」「生活支援」を一体的に提供して、地域包括ケアシステムの推進を図ります。
施設等の統合・縮小・廃止に関する事項	計画期間中における施設等の統合・縮小・廃止の予定はありませんが、施設の運営状況や民間事業者の参入状況等を踏まえて検討する必要があると考えます。
新技術の導入に関する事項	ICTの活用による業務の効率化や介護ロボットによる介護職員の負担軽減などが考えられますが、導入の予定はないところです。必要性が生じた場合には検討を進めていくものと考えます。
民間の活力の活用に関する事項 (PPP・PFI など)	指定管理者制度を活用した運営を継続していく予定です。
その他	—

② 財源についての検討状況等

介護保険適用外の料金の見直しに関する事項	より質の高い介護サービスを提供するための、介護報酬の新たな加算の取得について、指定管理者に働きかけを行います。
利用状況に関する事項	令和5年度の白鷺園の短期入所生活介護の利用率は76.8%となっています。民間の短期入所生活介護も多数ありますが、更なる利用率の向上を図るよう指定管理者に働きかけを行います。
資金管理・調達・繰入金に関する事項	—
資産の有効活用に関する事項	—
その他	—

③ 投資以外の経費についての検討状況等

民間の活力の活用に関する事項 (指定管理者制度、PPP・PFI など)	指定管理者制度を活用した運営を継続していく予定です。
職員給与費の適正化に関する事項	今後も持続可能な介護サービスの提供を安定的に行うための施設運営が必要なことから、適正な人数の職員配置及び適正な職員給与費に努めるよう、指定管理者に働きかけを行います。
組織体制の効率化に関する事項	適正な人数の職員配置や職員の人材育成、ICTの活用などについての必要性の検討。
その他	—

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項	指定管理施設であることから、毎年度行うモニタリングなどにより施設の運営状況を把握するとともに、指定管理期間の更新時期や高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定を踏まえて必要に応じて見直しを行います。
-------------------------	--